

# 相続とは死亡した人の 財産上の地位を引き継ぐこと

## ◆相続とは

「相続」とは、死亡した人の財産上の地位を引き継ぐことです。死亡した人を「被相続人」といい、地位を引き継ぐ人を「相続人」といいます。

「財産上の地位を引き継ぐ」とは、被相続人が持っていた財産上の権利や義務がそのまま相続人に引き継がれることです。

「財産上の地位」（権利・義務）には、以下のような種類があります。

現金や銀行の預金・貯金、株式など。貸金債権や売掛債権など。土地や建物、農地や山などの不動産。借地権・借家権。自動車やボートなど。美術品・貴金属や家具などの動産。特許権・著作権・商標権などの知的財産権。被相続人の裁判上の地位（原告や被告の地位）などがあります。また、マイナスの財産も含まれます。

## ◆借金も相続財産の一つ

マイナスの財産である借金も「財産上の地位」に含まれます。ですから、被相続人の借金は相続人に引き継がれることとなります。被相続人が被害者に対して負っている損害賠償債務も相続人に引き継がれることとなります。

しかし、こうしたマイナス財産を相続人に必ず引き継がせることになると、相続人に酷な事態を強制することになります。

そこで、マイナス財産がプラス財産より多い場合には、相続人は「相続放棄」という手続をとれば、プラス財産を取得することはできませんが、借金などの相続を免れることができます。 **ポイント 30 P108**

## ◆相続の対象にならないもの

被相続人その人でしか権利義務がないような権利義務（一身専属権利義務といいます）については、相続の対象となる「財産上の地位」に含まれません。例えば、雇用契約における使用者・被用者の地位、使用貸借契約における借り主の地位、親権者の地位、親の子に対する扶養請求権、公営住宅の使用権などです。また、墓地など祭祀財産も相続財産ではありません。

## ◆相続は「人」と「財産」からなる

相続における手続の主たるものは、相続財産を相続人にどのように分けるかです。財産にはプラスのみならずマイナスも含まれることは前述したとおりです。また、相続人が誰かということを確認しなければなりません。ですから、「相続」は「人（相続人）」と「財産（相続財産）」からなると言っても差し支えないと思います。

### 〈相続財産の例〉



### 〈相続財産にならないものの例〉



### まとめ

相続とは、死亡した人（被相続人）の財産上の地位を相続人が引き継ぐことです。財産上の地位には、被相続人の権利などプラス財産のみならず、借金などマイナス財産もあるので注意が必要です。ただし、雇用契約における使用者・被用者の地位や親権者の地位、墓地などは、相続の対象となる財産上の地位に含まれません。